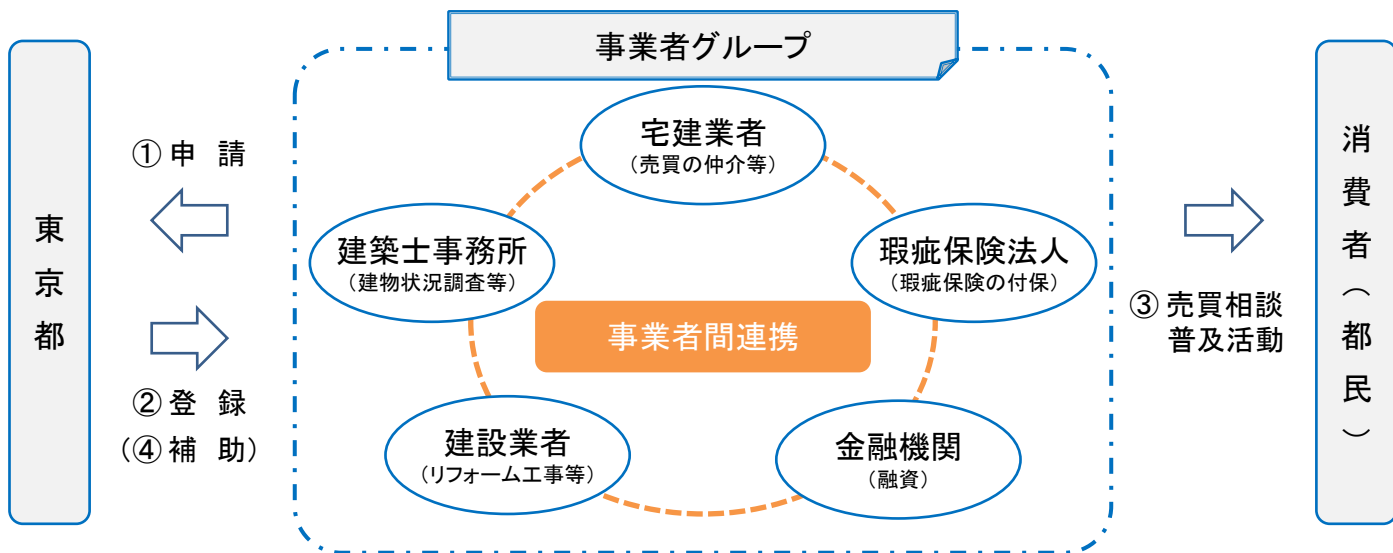


登録制度のイメージ図



事業概要

(1) 登録要件の概要 (上記②)

ア～オのうち、複数の事業者で構成されるグループであること (ア、イ、ウの事業者は必須とする)

事業者種別	主な要件
ア 宅地建物取引業者	安心R住宅*マーク使用の許諾を受けた業者 等
イ 建設業者	国の登録を受けた住宅リフォーム事業者団体の業者 等
ウ 建築士事務所	既存住宅状況調査技術者である建築士の在籍 等
エ 金融機関	東京都の指定金融機関等
オ 住宅瑕疵担保責任保険法人	—

*安心R住宅: 一定の要件を満たした既存住宅の広告販売時にマークを付与できる国の制度

(2) グループの取組概要 (上記③)

- 既存住宅*の売買に係る相談対応等を行うワンストップ窓口の設置
 - 消費者の既存住宅に対するイメージ向上のための普及活動
- *取り扱う既存住宅は一定の品質を確保した住宅(安心R住宅等)とすること (建物状況調査の実施、リフォーム提案書の作成等)

(3) 補助の概要 (上記④)

事業者グループの取組に対し、以下の補助を行う。

補助対象事業	補助額
建物状況調査(インスペクション)	対象経費の1/2 (35,000円/戸を限度)
既存住宅の流通促進に係る普及活動	対象経費の1/2 (100万円/グループを限度)
ワンストップ対応の窓口体制整備	対象経費の1/2 (200万円/グループを限度)